

飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和8年8月5日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第40号

飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例(令和8年飯塚市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築行為の浸水対策)

第2条 条例第5条の規定による浸水対策は、別図第1に示すもの又はこれに準ずるものとする。

(建築行為の浸水対策水準高標示鉈)

第3条 市長は、条例第5条の基準となる高さを明らかにするため、条例第2条第3号の建築行為届出区域に水準高標示鉈(別図第2)を設置するものとする。

(届出)

第4条 条例第5条に規定された行為に伴う条例第6条の規定による届出は、建築行為に係る浸水対策(変更)届出書により行うものとする。届け出た内容を変更するときも同様とする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図及び断面図
- (2) 浸水対策の内容を明記した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 前項第1号の位置図、配置図、平面図及び断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

4 第1項及び第2項に規定する届出は、市長が不要と認めたときは、これを省略することができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

別図第1(第2条関係)

建築行為の浸水対策

	イメージ
地盤のかさ上げ	
基準となる高さ未満に居室を設けない	

別図第2(第3条関係)

建築行為の浸水対策水準高標示板

